工場・事業場に係る 騒音の手引き

はじめに

本手引書は、「騒音規制法」、「札幌市生活環境の確保に関する条例」、「北海道公害防止条例」で規定される特定施設、騒音発生施設を設置されている工場・事業場の皆様に届出を要する施設の能力や、施設を設置する上で遵守しなければならない騒音の規制基準などの概要を取りまとめたものです。

本書や関係法令についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせいただきますようよろしくお願い致します。

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

電話:011-211-2882

ファックス: 0 1 1 - 2 1 8 - 5 1 0 8

目次

1		届	出	が	必	要	な	I	場	`	事	業	場	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	1
2		届	出	の	種	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	5
3		規	制	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	6
4	•	届	出	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P	7
5		Q	& <i>A</i>	4	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 1	C
資	料	Ļ	記	載	例																												

1.届出が必要な工場、事業場

次に掲げる特定施設及び騒音発生施設を設置しようとする場合、又は設置している場合は、札幌市長に届け出なければなりません。

騒音規制法(指定地域内 1に設置する場合)

特定施設(騒音規制法施行令別表第1)

大分類 (項)	小分類(細分)	規模・能力
1.金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット
		以上のものに限る。
	口 製管機械	
	ハ ベンディングマ	ロール式のものであつて、原動機の定格出
	シン	力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホー機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上の
		ものに限る。
	へ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上の
		ものに限る。
	トの鍛造機	
	チ ワイヤーフォー	
	ミングマシン	
	リ ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式
		のものを除く。
	ヌ タンブラー	
	ル・切断機	といしを用いるものに限る。
2.空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上の
		ものに限る。
3 . 土石用又は鉱物用の破砕機、		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上の
摩砕機、ふるい及び分級機		ものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。

大 分 類 (項)	小分類(細分)	規模・能力
5.建設用資材製造機械	イ コンクリートプ	気ほうコンクリートプラントを除き、
	ラント	混練機の混練容量が 0.45 立方メート
		ル以上のものに限る。
	ロ アスファルトプ	混練機の混練重量が 200 キログラム
	ラント	以上のものに限る。
6.穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出
		力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
7.木材加工機械	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上の
		ものに限る。
	八 砕木機	
	二 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力
		が 15 キロワット以上のもの、木工用のもの
		にあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワ
		ット以上のものに限る。
	ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力
		が 15 キロワット以上のもの、木工用のもの
		にあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワ
		ット以上のものに限る。
	へ かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上の
		ものに限る。
8.抄紙機		
9. 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10.合成樹脂用射出成形機		
11.鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。

札幌市生活環境の確保に関する条例(指定地域内 1に設置する場合)

騒音発生施設(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則別表2)

項	種	類	規 模 等
1	金属加工機械	研磨機	原動機を用いるもの
2	圧縮機	空気圧縮機	原動機の定格出力が、2.2 キロワット以上 7.5 キロワット未
			満であるもの
3	木材加工機械	帯のこ盤	原動機の定格出力が、製材用のものにあっては 0.75 キロワ
		丸のこ盤	ット以上 15 キロワット未満、木工用のものにあっては 0.75
			キロワット以上 2.25 キロワット未満であるもの
		かんな盤	原動機の定格出力が、0.75 キロワット以上 2.25 キロワット
			未満であるもの

北海道公害防止条例(指定地域外 ²に設置する場合)

騒音発生施設(北海道公害防止条例施行規則別表4)

項	種類	規 模 等
1	金属の加工の用に供する施設であって、	
	次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上であること。
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン(ロール式	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
	のものに限る。)	
	(4) 液圧プレス(矯正プレスを除	
	⟨。)	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が30重量トン以上であること。
	(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
	(7) 鍛造機	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
3	窯業製品又は土石製品の製造の用に供	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
	する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	

項	種類	規 模 等
4	建設用資材の製造の用に供する施設で	
	あって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント (気ほう	混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上であること。
	コンクリートプラントを除く。)	
	(2)アスファルトプラント	混練機の混練重量 200 k g 以上であること。
5	穀物用製粉機(ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力が 7.5KW 以上であること。
6	木材の加工の用に供する施設であって、	
	次に掲げるもの	
	(1)ドラムバーカー	
	(2)チッパー	原動機の定格出力が 2.25KW 以上であること。
	(3)砕木機	
	(4)帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用のものにあっては 15KW
	(5)丸のこ盤	以上、木工用のものにあっては、2.25KW 以上である
		こと。
	(6)かんな盤	原動機の定格出力が 2.25KW 以上であること。
7	抄紙機	
8	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鍛型造型機(ジョルト式のものに限る。)	

- 1 指定地域内・・・都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化調整区域及び工業専用地域を除いた地域
- 2 指定地域外・・・指定地域以外の市内全域

2 . 届出の種類

根拠条文	文文	届出の種類	備考	樣式
	第6条第1項	特定施設設置届出書	特定施設を設置するときは、工事実施の 30 日前までに届出が必要です。	簇 第1
口口	第7条第1項	特定施設使用届出書	法改正等で、新たに、特定施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置している場合は、30日以内に届出が必要です。	様式 第2
光電光	o 文 和	特定施設の種類ごと の数変更届出書	特定施設の種類ごとの数を変更するときは、工事実施の 30 日前までに届出が必要です。	機式第3
	来 O 米 H 以	騒音の防止の方法変 更届出書	騒音の防止の方法を変更するときは、工事実施の 30 日前までに届出が必要です。	様式 第4
	第 60 条第 1 頂	騒音発生施設設置届 出書	騒音発生施設を設置するときは、工事実施の30日前までに届出が必要です。	
七女	第 61 条第 1 頂	騒音発生施設使用届 出書	条例改正等で、新たに、騒音発生施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置している場合は、30日以内に届出が必要です。	樣式
作例	第 62 条第 1 頂	 騒音発生施設変更届	騒音発生施設の種類ごとの数、構造及び使用方法、騒音の防止の方法を変更 するときは、工事実施の 30 日前までに届出が必要です。	12
	第65条	======================================	騒音発生施設の型式及び公称能力、種類ごとの通常の日における使用の開始 及び終了の時刻を変更するときは、30日以内に届出が必要です。	
3	第 40 条	騒音発生施設設置届 出書	騒音発生施設を設置するときは、工事実施の30日前までに届出が必要です。	
恒 条座	第41条	騒音発生施設使用届 出書	条例改正等で、新たに、騒音発生施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置している場合は、30日以内に届出が必要です。	明明 第
2	第 42 条	騒音発生施設変更届 出書	騒音発生施設の種類ごとの数、騒音尾防止の方法を変更するときは、工事実施の30日前までに届出が必要です。	NA PA
日本日本	法第 10 条 市条例第 65 条	氏名等変更届出書	以下の変更があったときは、変更後 30 日以内に届出が必要です。 1 届出者の氏名、名称及び住所、法人にあってはその代表者 2 工場、事業場の名称及び所在地	共養式
で・市条点	道条例第 45 条	使用廃止届出書	特定施設等の使用を廃止したときは、廃止後30日以内に届出が必要です。	共職
例・道条例	法第 11 条第 3 I市条例第 66 条道条例第 46 条	項	特定施設等を譲り受け、又は、借り受けたときは、承継後 30 日以内に届出が必要です。	共 禁式

3.規制基準

「騒音規制法」で規定する特定施設及び「札幌市生活環境の確保に関する条例」で規定する騒音発生施設を設置する工場又は事業場(以下、「特定工場等」という。)は、当該特定工場等から発生する騒音の大きさを、当該特定工場等の敷地の境界線において、次の規制基準以下にしなければなりません。

特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成7年8月21日 札幌市告示第660号)

時間区分	朝夕	昼間	夜 間
	6:00~8:00	8:00~19:00	22:00~6:00
区域区分	19:00~22:00	8.00~19.00	22.00~0.00
第1種区域	40	45	40
第2種区域	45	55	40
第3種区域	55	65	50
第4種区域	65	70	60

単位:デシベル(dB)

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域:第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域:工業地域

4.届出方法

(1) 騒音規制法に基づく特定施設設置届出

指定地域内で工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとするものは、その工事を始める30日前までに次の事項を札幌市長に届出なければなりません。

ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地
- ・ 特定施設の種類ごとの数
- ・騒音の防止の方法
- ・ 工場又は事業場の事業内容
- ・ 常時使用する従業員数
- ・ 特定施設の型式及び公称能力
- ・ 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

イ 提出書類

- 様式第1
- ・ 特定施設の配置図
- ・ 特定工場等及びその附近の見取図

ウ その他

・ 届出書を受理したときは、札幌市長が受理書を交付します。

- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、5万円以下の罰金に処せられる ことがあります。(騒音規制法第30条)
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・「特定施設の種類ごとの数」を変更する場合(特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く)は「特定施設の種類ごとの数の変更届出書」(様式第3)を提出してください。
- ・「騒音の防止の方法」を変更する場合(当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く)は「騒音の防止の方法変更届出書」(様式第4)を提出してください。

(2) 札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく騒音発生施設設置届出

指定地域内で工場又は事業場(<u>騒音規制法に基づく特定施設が設置されていないものに限る。</u>)に騒音発生施設を設置しようとするものは、その工事を始める30日前までに次の事項を札幌市長に届出なければなりません。

ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工場等の名称及び所在地
- ・ 騒音発生施設の種類ごとの数
- ・ 騒音発生施設の構造及び使用方法
- ・ 騒音の防止の方法
- ・ 騒音発生施設の型式及び公称能力
- ・ 騒音発生施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

イ 提出書類

- ・ 様式12
- ・ 騒音発生施設を設置する工場等及びその附近の見取図
- ・ 騒音発生施設の構造図

ウ その他

- ・ 届出書を受理したときは、札幌市長が受理書を交付します。
- ・ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。(札幌市生活環境の確保に関する条例第131条)
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・「騒音発生施設の種類ごとの数」を変更する場合、「騒音発生施設の構造及び使用方法」及び「騒音の防止の方法」を変更する場合は「騒音発生施設変更届」(様式12)を提出してください。
- ・ 騒音規制法に基づく特定施設設置の届出を既に行っている工場又は事業場は、本 条例に基づく届出は不要です。

(3) 北海道公害防止条例に基づく騒音発生施設設置届出

指定地域外で工場又は事業場に騒音発生施設を設置しようとするものは、その工事を 始める30日前までに次の事項を札幌市長に届出なければなりません。

ア 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 工場等の名称及び所在地
- ・ 騒音発生施設の種類ごとの数
- ・ 騒音の防止の方法
- ・ 資本金額又は出資金額
- 就業者数
- · 事業内容
- ・ 操業期間及び作業時間
- ・ 敷地面積及び建築面積
- ・ 騒音発生施設の型式及び公称能力
- ・ 騒音発生施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

イ 提出書類

- ・ 別記第9号様式
- ・ 工場等及びその附近の見取図
- ・ 騒音発生施設の設置場所及び当該騒音発生施設に係る騒音を防止するための施設 の設置場所を示す図面

ウ その他

- ・ 届出書を受理したときは、札幌市長が受理書を交付します。
- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。(北海道公害防止条例第86条)
- ・ 届出書の正本にその写し1部を添えて提出してください。
- ・「騒音発生施設の種類ごとの数」を変更する場合(種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く)並びに「騒音の防止の方法」を変更する場合(当該工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く)は「騒音発生施設変更届出書」(別記第9号様式)を提出してください。

5 . Q&A

Q1.特定施設又は騒音発生施設(以下、「特定施設等」という。)の用途が通常とは異なる下記のような場合は届出が必要か。

例 1:機械プレス(呼び加圧能力)は金属加工機械の一分類としてあげられているが、これを金属加工以外の用途に供する場合

例 2:送風機(原動機の定格出力 7.5 k W 以上のもの)をクーリングタワー、加熱炉、ボイラー及び門型洗車機等の設備の一部として使用する場合 例 3:印刷機械(原動機を用いるもの)を事務所用として使用する場合

A1.下記のとおり届出が必要である。

例 1:金属加工以外の用途に使われていても金属加工機械として使えるものであれば、特定施設等に該当する。

例 2 : 送風機は汎用機械であり、単体として用いられる場合はもちろん、例示のような設備の一部として工場、事業場に設置されるものであれば特定施設等に該当する。

例3:印刷機械(原動機を用いるもの)で事業場としての事務所に設置されるものは特定施設に該当する。

- Q2.騒音規制法で規定する特定施設を設置している事業所に新たに市条例の 対象となる騒音発生施設を設置する場合、届出は必要か。
- A2. すでに騒音規制法で規定する特定施設を設置している事業所については、新たに市条例対象の騒音発生施設を設置する場合であっても市条例に基づく 騒音発生施設設置の届出は必要ありません。(市条例第58条)
- Q3.特定施設等で2つ以上の原動機を備えている場合、下記のような場合は 届出が必要か。

例1:定格出力が5.5kW の原動機を3台備えた空気圧縮機を指定地域

内に設置する場合

例 2 : 2 0 kW と 1 0 kW の定格出力の原動機を 1 台ずつ備えた圧延機械を指定地域内に設置する場合

A3.下記のとおり届出が必要である。

例1:騒音規制法で規定する空気圧縮機は、原動機1台当たりの定格出力が7.5kW以上のものに限るため、例示のような空気圧縮機は特定施設に該当せず届出は不要である。しかし、札幌市生活環境の確保に関する条例では、原動機1台当たりの定格出力が2.2kW以上7.5kW未満のものを対象にしていおり、別に騒音規制法に基づく特定施設を設置していない場合は市条例に基づく騒音発生施設設置の届出が必要である。

例 2 : 騒音規制法で規定する圧延機械は、原動機の定格出力の合計が 2 2 . 5 kW 以上のものに限るため、例示の圧延機械は原動機の定格出力の合計が 3 0 kW となり、特定施設に該当する。

Q4.振動規制法に基づく特定施設設置届出書と騒音規制法に基づく特定施設設置届出書を同時に提出する場合でも両方の届出書に図面等の添付が必要か。

A4.振動規制法及び騒音規制法に基づく特定施設設置届出書を同時に提出する場合で添付する図面等の種類が同一の場合にあっては、届出書にその旨を記述したうえ省略できる。(環境事務次官通達)

Q5.特定工場等の敷地が2種類の規制区域(例えば、第2種区域と第3種区域等)にまたがる場合はどのように取り扱うのか。

A5.規制基準値はそれぞれの区域の基準値を適用する。

Q6.特定工場等において発生する騒音の測定について、敷地境界線上に塀などがあり現実に境界線上では測定できない場合はどうするのか。

また、敷地の境界線と規制基準の区域の境界線とが重なった場合に適用する規制基準はどれか。

A 6 . 塀などは若干の厚みがあるので、その設置位置は敷地境界線の工場等側、境界線上、隣接側とが考えられるが、いずれも塀などの外側で測定評価する。ただし、生活環境の保全の見地から、住居に最も近い場所における騒音の最も大きい場所が測定位置となる。測定の高さは、一般的には地上1.2 mであるが発生源と問題となる受音点の位置、高さ関係を考慮し、生活環境の保全の観点から事例ごとに合理的に判断する。

また、規制基準の区域区分上に工場等の敷地境界線がある場合は、当該特定 工場等の所在する区域に係る規制基準が適用される。

Q7.圧縮機を組み込んだ冷凍機は特定施設等に該当するか。

A7.冷凍機は主に、ガス圧縮機、凝結器、膨張弁、蒸発器で構成され、封入した冷媒(液化ガス)を圧縮 凝縮 蒸発 再圧縮させ、蒸発するとき周囲から奪う蒸発潜熱によって周囲を冷却する機械である。騒音関係法令で規定する 圧縮機は空気圧縮機であり、特定施設等には該当しない。

なお、空気圧縮機であっても開口部が無いものは空気を冷媒とした冷凍機扱いとなり特定施設等には該当しない。

Q8.特定施設等の種類ごとの数の変更・騒音の防止の方法の変更の取扱について注意すべき点はどのようなものか。また、騒音規制法及び振動規制法における取扱いの違いはどのようなものか。

A8.「騒音規制法」、「振動規制法」、「札幌市生活環境の確保に関する条例」、「北海道公害防止条例」において以下のとおり取扱いに違いがあるため注意が

必要である。

(1)特定施設等の数の変更の場合

「騒音規制法」及び「北海道公害防止条例」においては、特定施設等の種類 ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の 2 倍以 内の数に増加する場合は届出を要しないが、「札幌市生活環境の確保に関する 条例」においては、数を減少する場合についても届出が必要である。

(2)騒音の防止の方法の変更の場合

「騒音規制法」及び「北海道公害防止条例」においては、当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は届出を要しないが、「札幌市生活環境の確保に関する条例」においては、当該工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合であっても届出が必要である。

(3)「騒音規制法」、「振動規制法」の取扱いの違い

騒音規制法においては「特定施設の種類ごとの数を減少する場合」及び「直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合」について変更の届出を要しないとされている。一方、振動規制法においては既に届出されている「特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合」に限られている。(騒音規制法施行規則第6条第3項、振動規制法施行規則第6条第2項第1号)

Q9.非常用の排煙機を設置する場合でも届出が必要か。

A9.特定施設等は常用・非常用にかかわらず能力が対象規模以上であれば、 届出が必要である。

Q10.同じ建物で1階が特定施設等を設置している事業場で2階が住居等の場合、規制基準がかかる敷地境界はどこになるのか。

A10.あくまでも建物の敷地が境界となり、建物内に境界があるとは解釈されない。

様式第1

<記載例(法・設置)>

特定施設設置届出書

平成 年 月 日

代表者 (代理者)印を使用し

(あて先)札 幌 市 長

代表者が届出を行う場合は、上段 のみ記載してください。 支店長、工場長などの代理者に届 出を行わせる場合は、上段に代表 者、下段に代理者を記載してくだ さい。(この場合は委任状が必要 です。また押印は代理者が行って ください。)

届出者 住 所 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関 (代表者) 氏 名

てください。(丸印) (会社印ではありません) 株式会社かんきょう 代表取締役

住 所 〒060-0000 札幌市中央区北1条西2丁目 番 代理者 株式会社かんきょう札幌支店 支店長 札幌みど 氏 名 03 -

(代理者に届出手続を行わせる場合は委任状を添付してください)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

			郵便物 <i>†</i>	が届く正式名称を記入し	てください。新	設で名称が				
工場又は事業場の名称		±かんきょう 晃工場	決まっていない場合には、「(仮称) 」とし、正式名称が決まり次第連絡ください。							
工場又は事業場の所在地		市中央区 西2丁目	受	理年月日	年	月	日			
工場又は事業場の事業内容	自動車部は	品プレス加工	ħ	施設番号						
常時使用する従業員数	45人			審査結果 「防音施設等の配置状況	i)					
騒音の防止の方法	別紙の	とおり。		を添付してください。						
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)		終了時刻 時・分)	IJ			
1 - ニ 液圧プレス	油圧プレス 製 KH - 1	5 0 0 重量t	1	1 3 : 0 0		16:00				
2 空気圧縮機	往復動型 製 22kW EA 5		1	8:30		7:30				

騒音防止法施行令別表第1で定めら れている項番号と種類を記載してく カタログに掲載されている数値を記載し、単 位も付記してください。

「 通常の操業状態における使用時間を記載してください。

ださい。(例:2 空気圧縮機)

プレス:Nまたは重量t、その他:kW

記号並びに名称を記載すること。

- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の 設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用する こと。
- 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者) が署名することができる。

様式第3

<記載例(法・数変更)>

特定施設の種類ごとの数変更届出書

平成 年 月 日

(あて先)札 幌 市 長

代表者が届出を行う場合は、上段 のみ記載してください。 支店長、工場長などの代理者に届 出を行わせる場合は、上段に代表 者、下段に代理者を記載してくだ さい。(この場合は委任状が必要 です。また押印は代理者が行って ください。)

届出者 住 所 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関 (代表者) 氏 名 株式会社かんきょう 代表取締役

「代表者(代理者)印を使用し てください。(丸印) (会社印ではありません)

住 所 〒060-0000 札幌市中央区北1条西2丁目 番 代理者 株式会社かんきょう札幌支店 支店長 札幌みど 氏 名 03 -

(代理者に届出手続を行わせる場合は委任状を添付してください)

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

	14 15 6 4	11.12			-				
工場又は事業場の名称		±かんきょう 		整理番号					
	札帆	晃工場							
工場又は事業場の所在地	札幌市中 西2丁目	·央区北1条 1 番 号	受理年月日				年 月	日	
				施設番号					
		備考							
)	数	使用開	開始時刻	使用終	了時刻	
特定施設の種類	型式	公称能力	***		変更前	変更後	変更前	変更後	
			変更前 変更後		(時•分)	(時・分)	(時•分)	(時•分)	
1 - 二 液圧プレス	油圧プレス 製 KH - 1	500 重量t	1	1	13:00	9:00	16:00	17:00	
2 空気圧縮機	往復動型		1	0	8:30		17:30		
9 印刷機械	製 OP20	15kW	0	1		9:00		17:00	

の種類 場合であっ ないこ 騒音防止法施行令別表第1 カタログに掲載されてい 変更前後の数を記載してく 変更前後の使用開始・終了時 で定められている項番号と とき! る数値を記載し、単位も付 ついて ださい。 刻を記載してください。 変更が無ければ「変更無し」 種類を記載してください。 記してください。 (記載例は既存の液圧プレ 役の積 D細分 3項 (例:2 空気圧縮機) と記載してください。 プレス:Nまたは重量t. スは継続使用するが、空気 かのっどきは√その他:kW 圧縮機を廃止し、印刷機械 を新たに設置する場合)

- 印の欄には、記載しないこと。 3
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあ ってはその代表者)が署名することができる。

<記載例(市条例・設置)>

様式12

騒音発生施設設置(使用・変更)届

「該当しないものを線で消してください。

平成 年月日

(あて先)札 幌 市 長

さい。

代表者が届出を行う場合は、上段のみ記載してくだ

支店長、工場長などの代理者に届出を行わせる場合

は、上段に代表者、下段に代理者を記載してくださ

い。(この場合は委任状が必要です。)

届出者住月

Æ

〒100-0000

所東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番 号

名株式会社かんきょう 代表取締役 環境花江

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

〒060-0000

押印は不要です。

札幌市中央区北1条西2丁目 番 号 株式会社かんきょう 札幌支店 支店長 札幌みどり

011 - -

札幌市生活環境の確保に関する条例第60条第1項(第61条第1項・第62条第1項・第65条)の規定により、騒音発生

騒音の防止の方法 別紙のとおり 騒音発生施設及び防音施設等の配置状況を示した 図面を添付してください

図面を添付してください。 時刻 | という | しょう | しょっ 騒音発生施設の種類 型式 公称能力 (時・分) (時・分) 2 圧縮機 製 2.2kW 2 16:30 9:00 空気圧縮機 IY - 5 3 木材加工機械 製 2.2kW 1 9:00 16:30 かんな盤 KA-3

札幌市生活環境の確保に関する条例 施行規則別表2で定められている項 番号と種類を記載してください。 (例:2 圧縮機 空気圧縮機)

カタログに掲載されている数値を 記載し、単位も付記してください。 (単位: kW) 通常の操業状態における使用時間を記載してください。 受理年月日 年 月 日

備考

- 注1 騒音発生施設の種類の欄には、札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則別表2に掲げる施設を 記入してください。
 - 2 騒音の防止の方法については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用してください。
 - 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
 - 4 印の欄には、記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

<記載例(道条例・設置)>

別記第9号様式

さい。

騒音発生施設設置 (使用・変更) 届出書

氏

「該当しないものを線で消してください。

年 月 日 平成

(あて先)札 幌 市 長

代表者が届出を行う場合は、上段のみ記載してくだ

支店長、工場長などの代理者に届出を行わせる場合

は、上段に代表者、下段に代理者を記載してくださ

い。(この場合は委任状が必要です。また押印は代理

〒100-0000 届出者 住

所東京都千代田区霞ヶ関 丁目 番 号

名株式会社かんきょう 代表取締役 汚れ

√(法人にあっては名称及び代表者の氏 てください。(丸印)

〒060-0000

代表者(代理者)印を使用し (会社印ではありません)

札幌市中央区北1条西2丁目 番 号 株式会社かんきょう 札幌支店 支店長 札幌みどり 011-

該当しないものを線で消してください。

者が行ってください。)

北海道公害防止条例第40条(第41条、第42条)の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

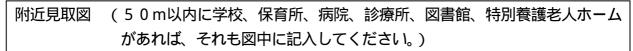
工場又は事業場の名称		tかんきょう 晃工場	克	隆理番号	■ 騒音発生施設及び防音施設等
工場又は事業場の所在地	札幌市中 西2丁目	央区北1条 番 号	受	理年月日	融自先主ル設及び防目ル設等 の配置状況を示した図面を添 付してください。
資本金額又は出 資 金 額	1,0	00万円	ħ	施設番号	
就 業 者 数	4	5人	FYE	客 查結果	V
業 種	自動車部	品プレス加工	騒音の	防止の方法	別紙のとおり
操業期間	ji	五年			
作業期間	4月から12月		17	黄 考	
敷地面積(建設面積)	(1,500m ² (900m ²)			
騒音発生施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	リ 使用終了時刻 (時・分)
2 空気圧縮機	製 OS-HI 11kW		2	9:00	18:00
海道公害防止条例施行規則別表 カ	タログに掲載さ	れている数値を記載	城し、 通	常の操業状態における	6使用時間を記載してください。
4で定められている項番号と種 単	位も付記してく	ださい。			

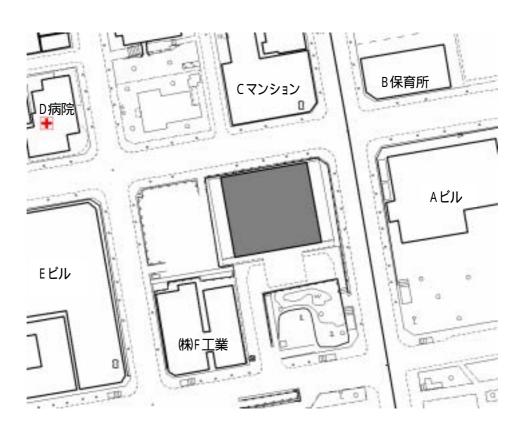
北海 類を記載してください。(例:2 空 | しプレス:Nまたは重量 t、その他:kW 」 気圧縮機)

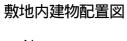
騒音発生施設及び騒音を防止するための施設の設置場所を示す図面

事業場及びその付近の見取図 (距離を示すこと。)

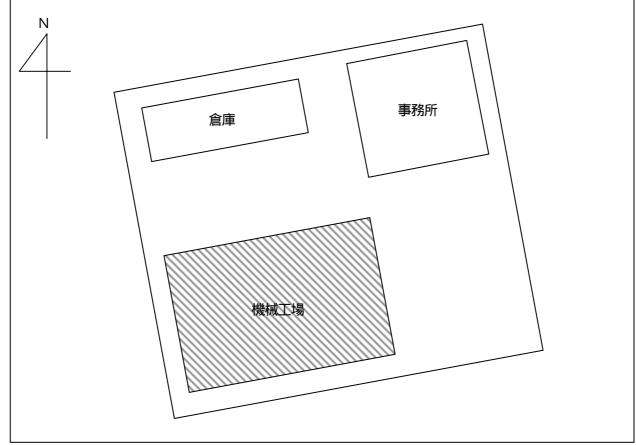
- 1 騒音発生施設の種類の欄には、北海道公害防止条例施行規則別表第4に掲げる該当の番号及び名称を記載すること。
 - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 変更届出の場合は、変更のある部分について変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 印の欄には、記載しないこと。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 6 氏名(名称及び代表者氏名)欄に署名した場合、押印を省略できます。

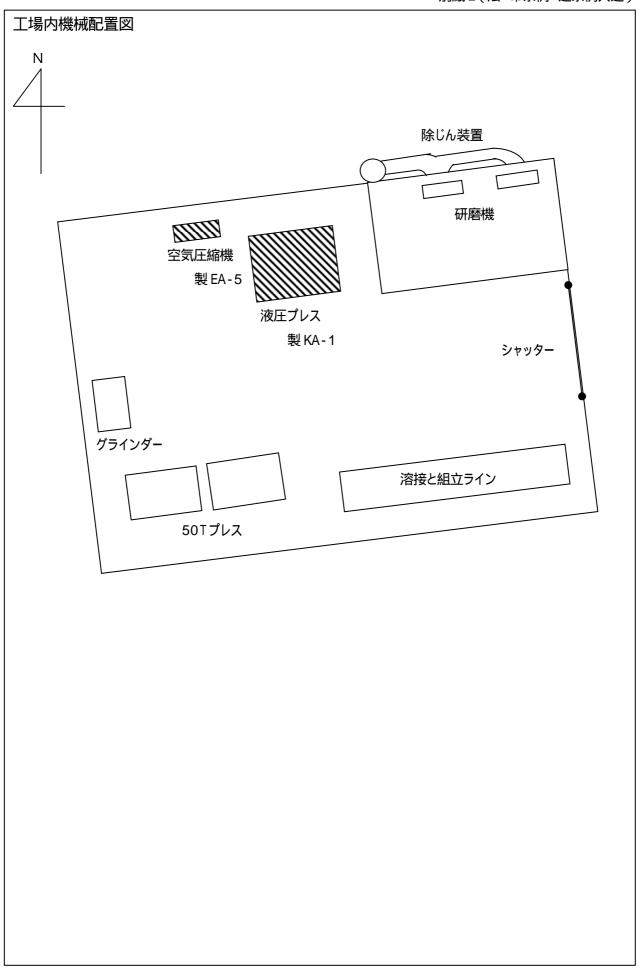






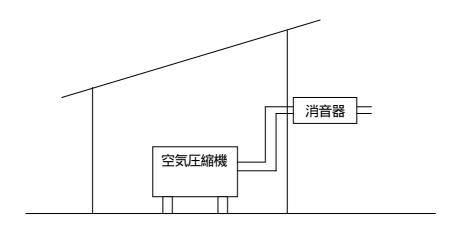
Ν





騒音防止の方法

1. 空気圧縮機には消音器を取り付ける。



2.建屋外での作業はしない。作業時は開口部を閉鎖する。

なお、特に騒音防止の方法を講じていない場合は、建物の構造だけを記入してください。

建物の構造

		作業場	湯建物の構造		
	壁	屋根	窓	とびら	床
材質	波形スレート	波形スレート	スチールサ ッシ	鉄製	コンクリート
厚さ	6 m m	6 m m	ガラス 5 mm	2 mm	2 0 m m

へいの構造	
高さ	1 . 8 m
材質	ブロック
厚さ	1 0 c m

